佐賀県告示第 113 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 27 年 3 月 13 日

	佐賀県知事	Щ	〕 祥 義
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	因となる	土砂災害警戒区域 とび土砂災害特域の では で で で で で で で で で で で で で で が り の り で り の り の り の り の り の り の り の り り の り
一武雄市 朝日町	川上(206 -021_1) 川上5(206 -021_2)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
	前上下(206 -022_1) 前上下1(206 -022_2) 下古賀(206 -023) 小原1(206 -024) 北上滝2-1(206 -025_1) 北上滝1-1(206 -025_2) 北上滝1-1(206 -026_1) 北上滝1-2(206 -026_2) 南上滝(206 -027_1) 南上滝3(206 -027_1) 南上滝3(206 -028) 繁昌4(206 -047) 繁昌5-1(206 -048_1) 繁昌5-2(206 -048_2) 繁昌5-3(206 -048_3) 繁昌1(206 -049) 繁昌2(206 -050) 繁昌3(206 -051) 繁昌6(206 -052)		

```
繁昌 8 - 1 (206 -054_1)
繁昌 8 - 2 (206 -054 2)
山留原-1(206-055_1)
山留原-2(206 -055_2)
山留原 2 (206 -056)
川上4 (206 -057)
伏原 2 - 1 (206 -058 1)
伏原 2 - 2 (206 -058_2)
川上2 (206 -059)
中小路1(206-061)
中小路 3 - 1 (206 -062 1)
中小路 3 - 2 (206 -062_2)
中小路4(206-063)
中小路6(206-064)
中小路 5 (206 -065)
中通 2 (206 -066)
中通(206 -067)
黒尾1(206 -068)
下ノ原2-1(206 -069_1)
下ノ原2-2(206 -069_2)
黒尾2(206-070)
中野(206 -071)
小原 2 (206 -072)
小原 3 (206 -073)
八幡平2 (206 -074)
岩井八幡(206 -075)
川上3(206 -164)
中小路 2 - 1 (206 - 165_1)
中小路 2 - 2 (206 -165_2)
中小路7(206-166)
下ノ原1-1(206 -167_1)
下ノ原1-2(206 -167_2)
八幡平1(206-168)
南上滝 2 (206 -169)
黒尾川2(206-040)
                         土石流
繁昌川1(206 -041)
繁昌川2(206-042_1)
繁昌川 2 - 1 (206 -042_2)
繁昌川 2 - 2 (206 -042_3)
川上川3 (206 -078)
川上川4(206 -079)
```

川上川1 (206	-080)	
川上川3 (206	-081)	
中野川(206 -	120)	
黒尾川1(206	-121)	
黒尾川3(206	-122)	
黒尾川4(206	-123)	
黒尾川5 (206	-124)	
川上川1 (206	-153)	
川上川2 (206	-154)	
川上川2 (206	-155)	
北上滝川 (206	-156)	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)